

# 京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案に関する報告書

令和6年7月

京都府土地開発公社発注業務に係る  
不正事案再発防止対策検討委員会



京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案に関する報告書  
目 次

第1章	はじめに	2
第2章	事実経過等	3
2-1	職員の経歴等	
2-2	事件の概要	
2-3	逮捕から起訴までの経過	
2-4	公社における事案発生後の緊急的措置	
2-5	裁判の経過	
2-6	関係職員の処分	
第3章	入札契約制度とコンプライアンスの現状	9
3-1	京都府の入札契約制度とコンプライアンスの取組	
3-2	京都府土地開発公社の入札契約制度とコンプライアンスの取組	
第4章	再発防止策検討のための業務点検	12
第5章	不正事案発生の要因分析	15
5-1	幹部職員に求められるコンプライアンス意識の欠如	
5-2	入札手続における運用面の課題	
5-3	業務のチェック体制の課題	
5-4	不正を未然に防げなかった職場環境	
第6章	再発防止策	18
6-1	職場全体のコンプライアンス意識の徹底	
6-2	指名競争入札手続の運用改善	
6-3	内部監査制度の創設等	
6-4	透明性のある職場環境の整備と情報管理の徹底	
第7章	京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会	23
7-1	委員構成	
7-2	委員会開催経過	
第8章	おわりに	26



## 第1章 はじめに

令和5年12月7日、京都府土地開発公社新名神事務所長であった職員が、所長在職中の令和2年度の発注業務に関して、入札に関する秘密情報を事業者に教示するなど、入札の公正を害する行為を行ったことにより、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑で逮捕され、令和6年7月19日に京都地方裁判所で開催された公判において有罪判決を受けた。

京都府土地開発公社の職員は、「公有地の拡大の推進に関する法律」等により、「みなし公務員」とされており、職員一人ひとりが、府民の信託に応える使命をもつ職員としての責任の重さを自覚し、全体の奉仕者として服務規律を遵守するとともに、高い倫理観を持って公正に職務を遂行することが求められるが、今般、率先垂範すべき管理職員自らが不正行為に関わったことは、府民の信頼を大きく裏切るものであり、極めて遺憾である。

「京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」では、強い危機感を持って、従来のコンプライアンス遵守の取組は十分であったか、組織に不正行為を看過する風土はなかったか、職員の倫理意識に問題はなかったか、情報管理のあり方に瑕疵がなかったかを含め、徹底して本事案発生の要因を考察し、二度と本事案のような不正事案を起こさないための再発防止策の検討を進めてきた。

令和6年1月26日の初回委員会から3回の委員会での議論を経て、公判で明らかとなった事実経過や職員からのヒヤリング等を基に本事案の発生要因等を整理し、今般、再発防止策を取りまとめたのでここに報告する。本報告書を踏まえ、京都府土地開発公社が、組織を挙げて、あらゆる手段を尽くして再発防止に努め、一日も早く府民の信頼を回復されることを期待する。

令和6年7月31日

京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会  
委員長 田中彰寿

## 第2章 事実経過等

### 2-1 職員の経歴等

#### (1) 職員の経歴

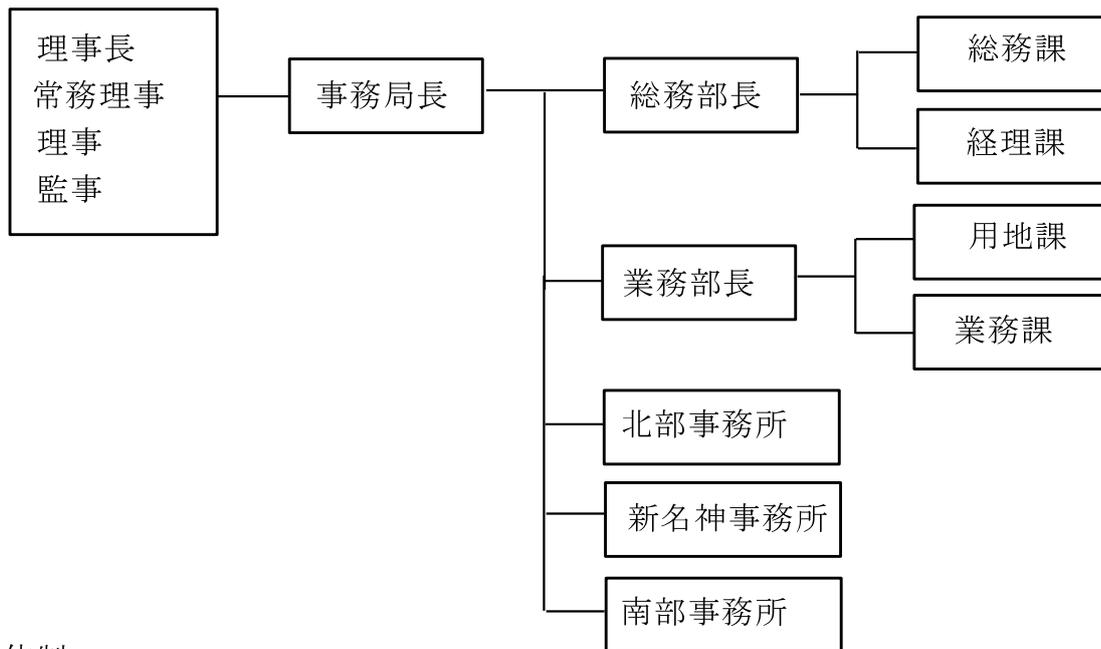
職員Aは、昭和59年に京都府に採用され、特に平成15年度以降は公共事業の用地買収に係る部署での勤務が多く、平成31年4月1日、管理職である京都府建設交通部用地課参事に昇任するとともに、同日付で京都府土地開発公社に派遣され、新名神事務所に配属された。

職員Aは、同事務所の業務を総括する職務を担うとともに、同事務所発注の指名競争入札における指名業者名の指名案を作成する立場にあったが、この時期に本事案が発生し、令和5年12月7日に京都府警察に逮捕され、12月28日に起訴されることとなった。

なお、職員Aは令和3年3月末に京都府を退職し、同年4月に公社職員に採用され、新名神事務所次長に任ぜられたが、本事案による起訴に伴い、令和5年12月29日付けで業務部用地課参事に異動している。

#### (2) 公社の組織と体制(令和5年4月1日時点)

##### ①組織



##### ②体制

所属		公社採用	再雇用 <sup>※2</sup>	府派遣	合計
本社	総務部 <sup>※1</sup>	4	1	4	9
	業務部		4	1	5
北部事務所		1	6	1	8
新名神事務所		2	6	2	10
南部事務所		1	4	2	7
合計		8	21	10	39

※1: 事務局長及び併任職員4名を含む

※2: 京都府及び市町村 OB

## 2-2 事件の概要

### (1) 事実経過等

職員Aは、新名神事務所長として同所の事務を掌握し、同所が発注する業務に係る発注内容の策定及び入札者指名内申書の作成等の職務に従事していたが、令和2年に執行した近畿自動車道名古屋神戸線(大津～城陽)物件再調査業務の指名競争入札に関し、G社に本件業務を落札させようと考え、G社取締役等に本件を受注するよう指示するとともに、同人から談合に応じない業者を聞き取り、これを排除した10業者の入札者指名内申書を作成し、同公社指名選考委員会において決定させ、同年10月16日に執行された上記業務の指名競争入札においてG社が落札した。

職員Aのこれらの行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下、官製談合防止法という。)第8条に違反する行為であった。

#### ①業務概要

- ・委託名:令和2年度近畿自動車道名古屋神戸線物件再調査業務
- ・契約期間:令和2年10月23日～令和3年3月29日
- ・委託内容:新名神高速道路物件の補償算定業務
- ・受注業者:G社
- ・契約額:37,290,000円

#### ②入札等経過

令和2年9月29日 入札者指名内申書(新名神事務所→本社業務部)  
10月2日 指名選考委員会  
10月5日 入札者指名決定書(本社業務部→新名神事務所)  
10月12日 入札通知書(新名神事務所→指名業者)  
10月16日 入札執行  
10月22日 契約  
令和3年3月29日 業務完了

### (2) 当該業務の経過

平成19年5月1日、西日本高速道路株式会社、京都府及び京都府土地開発公社の間で「近畿自動車道名古屋神戸線(城陽～八幡)に係る用地事務の委託に関する協定」が締結され、京都府土地開発公社では、平成19年度以降、西日本高速道路株式会社と年度毎に契約を締結して、土地物件等の測量・調査や土地等の権利者との交渉等の用地事務を受託してきた。

このうち、土地物件等の測量・調査事務は、測量会社や補償コンサルタント会社に再委託する必要がある、京都府土地開発公社において入札を実施して業者を決定している。入札は京都府に準じて指名競争入札を採用しており、京都府が年度毎に作成する測量等業務指名競争入札参加者名簿により、案件毎に10社を指名して入札を実施している。指名業者の選定は、公社内に設置している工事指名選考委員会において審議することとしており、委員は常務理事(委員長)、事務局長、総務部長、業務部長(令和2年当時は2名)、事務所長で構成し、事務所長が入札者指名内申・協議書を作成することとされている。

今回の業務では、補償業務管理士数の降順に作成されたリストの全20社から10社を選定するに

あたり、G社が入札に参加することを希望しない社を事前に聞き取り、これらを排除した10業者の入札者指名内申書を作成した。指名選考委員会においても、当該社は、前年度の入札において指名後に辞退があり、今回入札においても辞退の可能性があると指指名内申書どおり決定された。起訴状によれば、職員Aは、入札前にG社に除外した旨を伝えるなど、官製談合防止法に違反する行為があったことが指摘された。

## 2-3 逮捕から起訴までの経過

令和5年12月7日 職員逮捕

12月28日 職員起訴

12月29日 職員に起訴休職・異動辞令交付(本社業務部用地課参事に異動)

## 2-4 会社における事案発生後の緊急的措置

### (1) 緊急職員会議の開催等

令和5年12月7日、職員Aが官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されたことを受け、会社では、12月8日、各所属長に法令遵守の点検を指示するとともに、12月12日、ウェブ会議による緊急職員会議を開催し、理事長から事件の経過を報告し、綱紀保持の徹底並びにコンプライアンスの徹底を改めて指示した。

なお、京都府においても、12月8日、全部局長による緊急連絡会議が開催され、建設交通部長から官製談合防止法について報告されるとともに、副知事から、改めて公契約大綱等を踏まえたコンプライアンスの徹底が指示された。また同日、建設交通部長から建設交通部外郭団体に対し、コンプライアンスの徹底について通知された。

### (2) 京都府発注担当職員行動指針等の周知徹底

12月12日、会社各所属長に対し、改めて「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」等、法令遵守の徹底を指示した。

なお、京都府においても、同日、総務部入札課長から全部局の建設工事等所管所属長あて、改めてコンプライアンスの徹底が通知されるとともに、建設交通部課長・公所長会議が開催され、全所属長において官製談合防止法及び公契約大綱に基づく取組を確認された。

### (3) 官製談合防止法遵守に係る緊急研修の実施

12月15日、会社全職員に公正取引委員会による官製談合防止法に係る研修動画及びチェックテストを配信し、12月20日までに全職員が受講を完了した。

### (4) 指名競争入札手続の停止

12月15日、会社工事指名選考委員会を開催し、本事案の再発防止策が策定されるまでの間、会社における指名競争入札手続の停止を決定した。

### (5) 事業者等との応接ルールの徹底

今回の事案のきっかけとなった会社幹部職員の不適切な事業者との接触を防止するため、全職

員に事業者等との応接に係るルールの周知を徹底するとともに、本社幹部、事務所長等への訪問の際には、受付窓口の経由を求める旨を掲示した。

## (6) 事務所長ヒヤリング

各事務所長との面談を行い、コンプライアンス保持及び綱紀粛正の徹底を改めて指示するとともに、各事務所における「建設工事等の発注事務に関する京都府発注担当職員行動指針」等のコンプライアンスの考え方が十分に浸透しているか、特に入札契約の情報管理の重要性が十分に理解されているかなどの認識等についてヒヤリングを行った。

所長からは、「公契約大綱」や「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」等に基づく取組の各項目については、入札事務を執行している新名神事務所においては概ね取り組まれているほか、他事務所においても職員に対する綱紀保持の注意喚起については、京都府の綱紀の保持に係る依命通達に合わせ周知されていることが確認できたが、再発防止に向けた提案として、発注担当職員のコンプライアンスの向上、入札手続きの客観性、透明性の確保、本社と事務所、職員間のコミュニケーションの強化等があげられた。

## (7) 職場内ミーティング

本社総務部、業務部及び事務所毎に職場内ミーティングを実施し、コンプライアンスの取組の周知徹底を図るとともに、職員が感じている倫理意識、事業者等との応接、職務環境、入札契約の情報管理などに関して意見交換を行った。

主な意見として、以下の意見があげられた。

- ① 入札事務を執行している本社総務部、業務部と新名神事務所の事務担当者は「官製談合防止法」や「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」等に対する認知度、意識が高いが、その他の所属の職員の意識は高いとはいえず、継続的、定期的なコンプライアンス研修を望む。
- ② 執務室内の環境改善として、来客対応や来客動線の確保、書類整理、保管のルール作成、点検チェックシートによる自己点検等を進めるべき。
- ③ 事業者等からの働きかけを防ぐためには、職員間や本社と事務所のコミュニケーションの醸成が必要であり、内部通報制度も早急に創設すべき。

## 2-5 裁判の経過

### (1) 初回公判

#### ① 日時・場所

令和6年3月8日(金) 10:00~10:30

京都地方裁判所第205号法廷

#### ② 公判概要

- ・起訴事実
- ・認否確認
- ・証拠書類説明
- ・証拠書類同意確認

## (2) 第2回公判

### ①日時・場所

令和6年4月12日(金) 13:25～13:30

京都地方裁判所第202号法廷

### ②公判概要

- ・弁護人陳述書提出

## (3) 第3回公判

### ①日時・場所

令和6年5月8日(水) 15:10～16:05

京都地方裁判所第202号法廷

### ②公判概要

- ・弁護人、検察官質問に対する被告人陳述
- ・裁判官質問に対する被告人陳述

## (4) 第4回公判

### ①日時・場所

令和6年6月7日(金) 13:30～13:45

京都地方裁判所第202号法廷

### ②公判概要

- ・検察官論告・求刑…懲役1年6月
- ・弁護人弁論
- ・被告人最終陳述

## (5) 第5回公判

### ①日時・場所

令和6年7月19日(金) 15:10～15:20

京都地方裁判所第202号法廷

### ②公判概要

- ・判決…有罪 懲役1年6月(執行猶予3年)

## 2-6 関係職員の処分

令和6年7月19日の有罪判決を受け、同日付で京都府土地開発公社処分等審査会及び臨時理事会を開催し、以下の処分を行った。

### (1) 有罪となった職員に対する懲戒処分

京都府土地開発公社業務部用地課参事(事件当時:京都府土地開発公社新名神事務所長)

免職(京都府土地開発公社就業規程第36条第1項第1号及び第2号)

(2) 管理監督責任を有する職員に対する懲戒処分

京都府土地開発公社事務局長(事件当時:同左)

戒告(京都府土地開発公社就業規程第36条第1項第1号)

## 第3章 入札契約制度とコンプライアンスの現状

### 3-1 京都府の入札契約制度とコンプライアンスの取組

#### (1) 公契約大綱

京都府では、平成24年5月、「公契約大綱」を策定し、公契約の発注者としての立場から、公正な競争、地域経済への配慮、安心・安全の確保のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えるための取組を進めてきた。

本大綱では、健全な競争環境の下での適正な契約の確保を図る取組として、一般競争入札を基本としつつ、予定価格1,000万円未満の建設工事は原則指名競争入札とすることを明記するとともに、発注担当職員と事業者等との接触を制限する等、高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行うことを規定している。

#### (2) 測量等業務の入札契約

京都府が発注する測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント等、測量等業務の事業者決定は、参加者の目安を概ね10者とする指名競争入札によることとしており、「建設交通部所管建設工事等指名等選定要領」に規定されている指名基準、選定手続き等を準用しているほか、「京都府測量等業務指名競争入札参加要綱」に、指名競争入札参加者の資格、資格審査申請、参加資格の有効期間等を規定している。

#### (3) 建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針

京都府では、平成24年9月に「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を策定し、発注担当職員は、公表前における予定価格、最低制限価格等、発注事務における秘密を保持するとともに、職務上特に必要な場合を除き、業界関係者と接触しないことを規定している。

また、組織的な管理運営を行い、より高いコンプライアンス意識を醸成するため、各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置するとともに、本庁の各部局に入札コンプライアンス管理指導者を置き、業界関係者との接触制限等の取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底することとしている。

#### (4) 京都府入札監視委員会設置要綱

京都府では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成15年6月、学識経験者等で構成する京都府入札監視委員会を設置し、府が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ、プロポーザル方式による委託役務業務について、年3回、委員が案件を抽出して、入札結果等の状況、一般競争入札に係る参加資格の設定理由や指名競争入札に係る指名理由等について意見を聴いている。

#### (5) 公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱

京都府では、平成18年4月から「公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱」に基づき、府職員、府の機関との請負契約等に基づく事業の従事者等からの内部通報を受け付ける制度を施行している。府職員等の内部通報を受け付ける内部通報窓口を設置し、内部通報担当

職員及び外部調査員が必要な調査を実施したうえで、必要な場合には改善措置を講じることとしている。

### 3-2 京都府土地開発公社の入札契約制度とコンプライアンスの取組

#### (1) 公社における入札契約制度

公社では、これまで国土交通省、京都府、西日本高速道路株式会社から用地事務を受託してきたが、大半の用地事務は、委託者において測量等業務を実施したうえで、用地交渉等の事務を委託されており、令和元年度～令和5年度の5年間で当公社から再委託した業務は、西日本高速道路株式会社から受託した近畿自動車道名古屋神戸線等に係る測量・調査業務等の25件となっており、全て新名神事務所において執行している。

区分	R1	R2	R3	R4	R5	合計
用地測量	1		2	1	1	5
物件調査	6		2	1	2	11
物件再調査	1	1				2
物件調査再算定	2	2				4
用地補償積算	2					2
裁決申請図書作成			1			1
合計	12	3	5	2	3	25

公社において再委託する測量等業務は、指名競争入札により業者を決定しており、「京都府土地開発公社工事指名選考委員会設置要領」の規定により指名委員会を設置するとともに、「指名競争入札事務手続要領」に基づき、入札契約事務を進めている。

#### ①入札者指名内申・協議書の作成・提出

事務所長が入札者指名内申・協議書を作成し、工事設計書とともに業務部長に提出

#### ②工事起工決定

工事設計書の送付を受け、用地課長が設計審査を行い、工事起工何により起工決定の手続きを行なったうえで、決裁工事設計書を事務所長に送付

#### ③入札参加者指名選考

入札参加者の指名は、業務部長の提案に基づき、工事指名選考委員会<sup>\*</sup>で審査のうえ、指名業者を選考し、指名内申書に選考済印を押印し、事務所長に送付

#### ※委員構成

常務理事(委員長)、総務部長、業務部長、用地課長、業務を担当する事務所長

#### ④予定価格調書の作成

一件工事等の設計金額が5,000万円以上の工事については常務理事及び業務部長が、5,000万円未満の工事については業務部長が予定価格調書を作成し、入札者指名決定書とともに事務所長に送付

※入札手続きにおける不正を排除するため、平成15年7月から、予定価格を事前公表している。

#### ⑤入札通知

事務所長が入札通知書により入札参加指名者に入札を通知

## ⑥入札

事務所等の入札室において入札を実施し、直ちに開札

## ⑦落札決定通知

入札終了後、事務所長が落札決定通知書により落札者に通知

※⑤～⑦の手続きは令和4年9月以降、電子入札に移行

## (2) 公社におけるコンプライアンスの取組

公社では、毎年度、京都府から発出される職員の綱紀の保持に係る依命通達に合わせ、法令等の遵守とともに、みなし公務員である公社職員の自覚の再徹底を図り、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図ってきたほか、日常の業務執行に当たっても、起案等の点検などを通じ、依拠する法令等の確認並びに関係法令・規程等との整合性の確認などを行ってきた。

また、京都府が公共工事における入札・契約制度の改善等を図る目的で開催している京都府公共工事契約業務連絡会に業務部及び総務部職員等が参加し、最新の入札・契約制度の取組状況を確認するとともに、入札談合等の防止に向けた取組について再認識し、職員に周知を図っている。

## 第4章 再発防止策検討のための業務点検

### (1)コンプライアンスに関する点検

これまで京都府及び公社において、コンプライアンス保持の取組が進められてきた中で、幹部職員による不正事案が発生したことを非常に重く受け止め、コンプライアンス関連の研修の実施状況や「公契約大綱」や「京都府建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」等の規程に基づく運用状況について点検を行った。

#### ①コンプライアンス関連の研修の実施状況

公社のコンプライアンス関連の研修等の取組状況は、組織が小規模であることもあり、京都府に合わせた職員周知や業務連絡会等への参加にとどまっている。また、公社職員の多くは府OBと府派遣職員であり、府職員としてコンプライアンス研修を受研している以外は、体系的な研修が実施されておらず、特に、市町村OB職員や公募職員については、みなし公務員としてのコンプライアンス研修を受研する機会がほとんどなかったと考えられる。

#### ②京都府建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針の運用状況

公社においては発注案件を執行する所属が限定されていたこともあり、行動指針の内容について、必ずしも深く理解できていない職員も見受けられる。

また、同行動指針では、入札コンプライアンス管理指導者、入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、業界関係者との接触制限等の取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底することとされているが、これらは設置されていない。

#### ③事業者等との応接ルール

同行動指針では、発注担当職員は、職務上特に必要な場合を除き、業界関係者との接触を制限するとともに、職務上特に必要な接触をする場合も、原則として複数の発注担当職員で行い、接触等記録を作成することとされているが、これらが徹底されていない。

### (2)入札契約手続に関する規程の遵守状況に係る点検

本事案は、指名競争入札において、事務所長である職員Aが指名業者選定案を作成し、本社業務部長による事前確認を経た上で、工事指名選考委員会で指名業者を決定するという一連の流れの中で生じた業者選定に係る不正事案である。

この指名業者選定に関するプロセスの中で、「どのように入札者指名内申・協議書が作成されていたのか」、「特定の業者の意向が指名業者選定にどのように反映されたのか」、「工事指名選考委員会における業者選定案の審査体制は適切であったのか」等について、本社及び事務所を対象に点検を行った。

#### ①入札参加者の指名選考

「指名競争入札事務手続要領」では、入札参加者の指名選定の考慮事項として、「当該工事に対応する等級の有資格者数、既往の受注量、現有受注量、既往の出来高成績、信用度等を総合勘案する」旨、規定されているが、恣意性を排除し、客観性・透明性を確保する観点から、指名業者選定基準の具体化が必要と思われる。事務所長ヒヤリングにおいても、恣意性が排除された指名業者選定基準が必要である等の意見があった。

## ②指名業者選定案の作成

「指名競争入札事務手続要領」では、「指名業者選定案は、事務所長が入札者指名内申・協議書を作成し、工事設計書とともに業務部長に提出する」旨規定されており、点検においても要領どおり運用されていることを確認したが、今回の事案は、事務所長が入札者指名内申・協議書作成する前段階で違法行為が行われていたとされている。

## ③工事指名選考委員会の運営

「工事指名選考委員会設置要領」では、委員会の構成員を役職で規定し、「委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない」旨規定されているが、持ち回りで審査していたほか、「指名委員会の議事は公表しない」旨規定されているが、議事録は作成されていない。

## (3)業務のチェック体制に係る点検

京都府においては、毎年、監査委員事務局が契約事務を中心に監査を行っており、併せて主要な事業の進捗や成果について確認を行っている。また、公認会計士と包括外部監査契約を締結し、年度ごとに設定したテーマに沿って、事業の適否を含めた監査を受けている。このほか、会計課が毎年いくつかの課所を選定し、会計事務の検査・指導を行っている。

さらに、京都府では、地方自治法に基づき、出資法人の経営状況を議会に報告することとされており、毎年、公社において作成した「京都府出資法人の自己評価報告書及び経営状況説明書」を審査の上、京都府議会決算特別委員会に提出されている。本説明書では、事業概要や財務状況、経営指標のほか、経営状況に関する自己評価等も記載されている。

一方、土地開発公社では、京都府監査委員事務局による財政援助団体に対する監査を3年に1回(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の3公社順)、京都府会計課による会計実地検査を数年に一度受検しているほか、京都府が実施する包括外部監査において、年度毎に選定されるテーマに合致した場合、監査の対象となり、過去には平成29年度に「地方三公社の現状と課題」がテーマとなり、包括外部監査を受けている。

また、公社の毎年度の決算については、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、公認会計士等の監事監査を受けたうえ、理事会で審議・承認後、監事の意見を付した決算書を知事に提出している。

これらの監査等は、いずれも関係法令や京都府の出資法人に対する監査方針等に基づいて実施されており、公社業務全体の執行状況や法令遵守状況等の定期的なチェックは行われていない。

## (4)職場環境の点検

職員AとG社との本事案におけるやり取りは、全て事務所内で行っていたとされているが、新名神事務所内には事業者来訪時の窓口が明示されておらず、来訪者の把握が不十分であったと考えられ、職場ミーティングにおいても、執務室内の来客動線の確保等を求める意見が聞かれた。

また、職員Aは、委託者や事業者との協議を単独で行うケースが多く、本社幹部との調整も不十分であったと考えられる。各事務所長とのヒヤリングにおいても、本社幹部との定期的なコミュニケーションの重要性があげられた。さらに、職員ミーティングでは、内部通報制度を早急に創設すべきとの意見が聞かれた。

なお、今回の事案で顕在化した課題ではないが、京都府における過去の不祥事や他府県の事

例では、執務室における入札情報の管理不備が指摘されている。また、公社の業務上、用地補償関連データや交渉記録等、個人情報を取り扱っており、職場内の情報管理は重要な課題である。今回実施した職場ミーティングにおいても、執務室内の環境改善として、来客動線の確保、書類整理や保管ルール作成等が提案されている。

## 第5章 不正事案発生の要因分析

京都府では、過去に工事等の発注を巡る不正事案が発生し、再発防止対策の強化が図られてきた。公社においても、京都府に準じて発注事務に関する関係法令の遵守・綱紀の保持に努めてきたが、今回、こうした取組を率先すべき管理職員が、自ら不正行為に関わっていたことが明らかになったことは、極めて深刻な事態であり、公社は、この事実を重く受け止め、再発防止に真摯に取り組まなければならない。

本事案は、事務所長の職にあった職員Aが、本件調査業務をG社に受注させるため、G社から指名業者から除外したい業者を聴取し、当該業者を除外した入札者指名内申書を本社業務部長に提出し、公社工事指名選考委員会を経て、結果としてG社が落札した事案であり、本件業務の入札の公正を害した罪を問われたものである。公社による事情聴取等によれば、職員A以外の職員が本事案の不正に関わった事実は確認されておらず、組織的な関与はなかったと考えられる。また、現時点でG社から職員Aへの金品の授受は一切確認されていない。

職員Aは、これまで他の業務も受注してきたG社の技術力の高さを評価し、信頼を置いており、難易度の高い本件業務はG社に受注させたかったと供述している。

これら一連の行為からは、事務所を代表してコンプライアンスの取組を率先すべき事務所長であった職員Aに、事務所長の職責の重さに対する自覚や事務所長に求められるコンプライアンス意識が欠如していたことが窺われる。

さらに、事件発生後の業務の緊急点検では、公社における入札手続きや業務のチェック機能、職場の環境等にも課題があったと考えられ、これらを整理すると、本事案の発生要因としては、

- ①幹部職員に求められるコンプライアンス意識の欠如
- ②入札手続における運用面の課題
- ③業務のチェック体制の課題
- ④不正を未然に防げなかった職場環境

の4点が挙げられる。

### 5-1 幹部職員に求められるコンプライアンス意識の欠如

#### (1) 事務所長による不正行為

職員Aは事務所長という要職にありながら、官製談合防止法に違反する行為を起こすに至ったものであり、幹部職員に求められるコンプライアンス意識が欠如していたと言わざるを得ない。

事務所長は、事務所の業務全般を総括する最高責任者であり、公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持して行動することが強く求められることも勘案し、京都府から現職の管理職員が派遣されており、建設交通部に着任した他の管理職員とともにコンプライアンス研修の受講が必須となっている。

また、京都府では、従来から、職員に対するコンプライアンスの確保に取り組んできたが、公社においては、体系的なコンプライアンスに関する研修が実施されておらず、特に事務所長等の職責の特性に応じた研修等の機会が不足していた。

#### (2) 入札コンプライアンス管理指導者等の不備

「京都府建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」には、

・所属長は、各所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、発注担当職員への日常的な指導を行わせるとともに、接触に係る記録や入札関係情報の管理など各所属のコンプライアンス確保方策の実施状況の確認を行い、必要に応じてその見直しをさせる。

・本庁部局長は、建設工事等を発注する各部局に入札コンプライアンス管理指導者を置き、各所属に設置された入札コンプライアンス管理指導チームと連携しながら、発注に係る部局のコンプライアンス対策とその実施について総括的な管理指導を行わせる。

旨が規定されているが、公社においては、京都府指針策定時に発注案件がほとんどなかったこともあり、入札コンプライアンス管理指導チーム、入札コンプライアンス管理指導者が設置されておらず、組織としての取組が不十分であった。

### (3) 単独行動による事業者対応

同行動指針には、

- ・発注担当職員は、職務上特に必要な場合を除き、業界関係者と接触をしてはならない。
- ・業界関係者との接触は、原則として複数の発注担当職員で行う。
- ・発注担当職員は、業界関係者と接触を行ったときは、建設工事等の監督業務に係る接触を除き、接触内容等を接触等記録票に記録する。

旨が規定されているが、G社との本事案におけるやり取りは、職員Aが一人で行っていたほか、記録も取られていないなど、行動指針の規定が遵守されていなかった。

## 5-2 入札手続における運用面の課題

### (1) 指名競争入札における具体的な基準の未整備

公社では、「指名競争入札事務手続要領」により、指名競争入札を運用しているが、入札者指名案作成において、客観性・透明性を確保する具体的な基準が整備されていないことが、本事案の一因となったと考えられ、具体的な基準により、個人の恣意性を排除する仕組を整備する必要がある。

### (2) 入札者指名案作成時点における点検

今回の事案では、事務所長が単独で入札者指名内申書を作成し、工事指名選考委員会においても指名内申・協議書作成時点における不適切な取扱いを把握することができなかったと考えられ、指名内申・協議書作成段階で、複数の眼で事前にチェックする体制を整備する必要がある。

### (3) 指名選考委員会の運用

公社では、「指名競争入札事務手続要領」に基づき、業務担当事務所長のほか、常務理事以下本社の幹部職員で工事指名選考委員会を運用しており、小規模な組織の限られたメンバーで構成されている。

また、工事指名選考委員会は、委員の持ち回りで審査されていたほか、議事録は作成されておらず、入札契約手続の客観性・透明性を高める観点から、工事指名選考委員会の運用改善が必要である。

### 5-3 業務のチェック体制の課題

本事案の一因として、公社業務全般のチェック体制が不十分であったことが挙げられる。現時点の公社に係る監査等は、

- ①京都府監査委員事務局による財政援助団体に対する監査(3年毎)
- ②京都府会計課による会計実地検査(数年に一度)
- ③京都府包括外部監査(毎年設定されるテーマの対象となった場合のみ)
- ④決算時の監事監査(毎年)

が実施されているが、毎年定期的には実施されている監査は、決算時に実施している監事監査のみとなっている。監事監査は、公社定款等の規定に基づき、2名の監事により、財産の状況、業務の執行状況等について監査し、監事は理事会において意見を述べることでとされているが、年1回の審査で、時間的な制約もあり、また、受検側も決算のための監査との意識が強く、公社業務全体の執行状況や法令遵守の状況等まで詳細に資料が作成されておらず、監事にとっても業務執行の問題点をチェックすることは困難と考えられる。

特に、今回の不正事案発生の要因となった入札制度の運用状況については、京都府では第三者による入札監視委員会を設置して、建設工事及びプロポーザル方式による業務委託について、定期的に監視しているが、公社にはこうした制度はない。京都府においても入札監視委員会が全ての入札をチェックしているわけではないが、こうした検証機関の存在が、本事案のような入札手続きにおける不正の抑止に繋がると考えられる。

### 5-4 不正を未然に防げなかった職場環境

#### (1) 事業者等との応接ルールの徹底不足

公社の本社及び事務所では、事務室に事業者来訪時の窓口が示されておらず、来訪者の把握も不十分であったことが明らかになっており、改めて応接ルールの徹底が必要である。また、緊急点検では、事業者等の中には基本的な応接ルールを守らない事業者もおられることが指摘されており、再発防止策の実施に当たっては、事業者や関係業界団体の協力が不可欠である。

#### (2) 本社と事務所、職員間のコミュニケーション不足

今回の事案では、事務所長が単独で委託者や事業者との調整を行うケースが多く、職員間のコミュニケーションも不十分であったと考えられる。この結果、契約目標等のプレッシャーが個人に集中したと考えられる。また、事務所長であった職員Aは、本社幹部に対し、用地買収等の状況報告は随時行っていたが、目標達成に向けた戦略や本件業務に関する発注方針等については、本社幹部との調整が不十分であったと考えられる。本社幹部とのコミュニケーションが十分に図られていれば、不正行為の防止の一助となったと考えられる。

#### (3) 通報制度の未整備

京都府では、「公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱」を策定し、内部通報窓口、外部調査員を設置しているが、公社ではこうした取組は実施されていない。特に、本事案のような所属長と事業者の不適切な接触の場合、公社職員や公社との請負契約等に基づく事業の従事者等からの内部通報制度が整備されていれば、不正を防ぐことに繋がった可能性もあり、速やかに通報制度の創設を検討する必要がある。

## 第6章 再発防止策

第5章で検証した不正事案発生の要因を踏まえ、今後、不正が繰り返されることのないよう、徹底した再発防止策を講じる必要がある。

本事案は、事務所長自らの不正行為であり、組織として抜本的なコンプライアンス意識の強化が求められる。また、入札手続についても、改善すべき点が明らかになっており、速やかに実施する必要がある。さらに、本事案の発生を未然に止めることができなかつたことを踏まえ、透明性のある職場環境の整備や事業者への協力要請も不可欠である。

### 6-1 職場全体のコンプライアンスの徹底

#### (1)コンプライアンス研修の充実

現在、公社においては、体系的なコンプライアンスに関する研修が実施されていない。官製談合防止法等の法令や京都府の「公契約大綱」、「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」等、発注事務に係る基本的なルールを職員に改めて周知徹底を図るとともに、全国の法令違反事例の具体的な内容、社会的影響の大きさ、厳しい懲戒処分の内容など、抑止効果が高まるよう、年度毎に研修計画を策定し、体系的なコンプライアンス研修を実施する。

特に、公私にわたり高いコンプライアンス意識が求められる事務所長のコンプライアンス意識の低さが窺われた本事案を踏まえ、事務所長等を対象としたコンプライアンス研修を創設する。

なお、研修計画の策定に際しては、他の団体の制作によるeラーニングの活用や京都府主催の研修への参加等、効率的に受講機会を確保できるよう、関係機関との情報共有に努める。

#### (2)入札コンプライアンス管理指導チーム・入札コンプライアンス管理指導者の設置

「京都府建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」に準じて、本社に入札コンプライアンス管理指導者、各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、組織的なコンプライアンスに取り組む。

- ・入札コンプライアンス管理指導者：本社事務局長  
各所属の入札コンプライアンス管理指導チームと連携し、発注に係る土地開発公社全体のコンプライアンス対策とその実施について総括的な管理指導を行う。
- ・入札コンプライアンス管理指導チーム：所属長＋幹部職員2名  
所属毎に発注担当職員への日常的な指導を行うとともに、接触に係る記録や入札関係情報の管理など各所属のコンプライアンス確保方策の実施状況の確認を行う。

#### (3)対外協議の複数職員対応と接触記録の義務化

「京都府建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を踏まえ、対外協議は、挨拶等の面談や監督業務等を除き、複数の職員で行うことを徹底し、協議内容等の記録を義務化する。

#### (4)関係業界団体に対する協力要請

本事案では、入札前に事務所長と事業者との不適切な対応があったことが明らかとなっており、今後、再発防止策の本格的な実施に当たっては、事業者においても法令やコンプライアンス遵守の

意識を高めるなど関係業界団体による協力が不可欠である。当該団体に対して、「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」における禁止行為等の再周知を行うとともに、発注者、受注者双方がルールに反する働きかけ等が行われないようコンプライアンス体制の確立等についても協力要請を行う。

## 6-2 指名競争入札手続きの運用改善

指名競争入札は、不良不適格業者の排除や受発注者の負担軽減、受注の偏在の緩和等の利点がある。また、建設業では経営事項審査による会社の経営状況や規模などを示す指標があるが、測量・設計に係る業種においては、そうした指標がなく、過去の受注実績や業務に取り組む姿勢などを独自に評価することで、不良不適格業者の排除を徹底する必要がある。このため、測量等業務については、京都府の「公契約大綱」や会計法令等を踏まえつつ、引き続き、指名競争入札によることとするが、今回の事案を踏まえ、具体的な指名選考基準の策定、指名選考委員会の運用改善、公募型指名競争入札の導入等、指名競争入札の入札手続の客観性・透明性の改善を図る。

### (1) 具体的な指名選考基準の策定

会社の「指名競争入札事務手続要領」では、入札参加者の指名選定の考慮事項として、①有資格者数、②既往の受注量、③現有受注量、④既往の出来高成績、⑤信用度が掲げられているが、具体的な運用基準は定められていない。

また、指名選考委員会の補償業務の参考資料には、①補償業務管理士数降順で指名、②前年度以前の受注者を優先、③応札辞退業者は1回はせず、④再算定の指名は当該受注者を指名に入れる等、内規として指名の考え方が示されているが、公表されていない。

一方、国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」に、指名基準として、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③業務成績、④手持業務の状況、⑤当該業務における技術的適性、⑥安全管理の状況、⑦労働福祉の状況の7項目を掲げたうえで、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」において、それぞれの項目の具体的な考え方が規定されている。

また、京都府においても、「建設交通部所管建設工事等指名等選定要領」に、指名基準として、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③工事成績、④手持ち工事の状況、⑤技術者の状況、⑥当該工事に対する地理的条件、⑦当該工事についての技術的適性、⑧安全管理の状況、⑨労働福祉の状況を掲げたうえで、「建設交通部所管建設工事等指名等選定要領の運用について」において、それぞれの項目の具体的な考え方が規定されている。

今回の事案で指摘された入札参加者の指名選定における恣意性を排除し、客観性・透明性を確保するため、これまでの運用状況を検証するとともに、国土交通省、京都府の基準を参考に、指名基準の一層の具体化を図り、「指名競争入札事務手続要領」を改正するとともに、新たに「指名等選定要領」を作成する。

### (2) 測量等業務における公募型指名競争入札の導入

京都府では、測量等業務の指名競争入札において、品質を確保しつつ、入札・契約手続に係る競争性、透明性を高めるため、指名業者の選考に先立って、入札参加希望者を公募し、入札参加申請者の中から入札参加者を決定する公募型指名競争入札方式を試行している。

今回の事案を踏まえ、京都府土地開発公社においても、測量等業務の公募型指名競争入札方式を創設し、高度な技術を要する業務等に導入する。

### (3) 指名内申書の事前審査

「指名競争入札事務手続要領」では、指名業者選定案は、事務所長が指名内申・協議書を作成し、業務部長に提出することとされているが、今回の事案では、事務所長が指名内申・協議書作成時に法令に違反する行為を行ったことが指摘されている。指名選考委員会の運営強化とあわせ、指名選考委員会に諮る前の段階で、総務部長、業務部長、業務を担当する事務所長で構成する小委員会により、指名内申書の事前審査を行う。

### (4) 指名選考委員会の運営強化

「指名競争入札事務手続要領」では、指名選考委員会の委員構成を業務担当事務所長のほか、常務理事以下本社の幹部職員としてきたが、小規模な組織の限られたメンバーによる持ち回り決裁となっていた。

このため、指名選考委員会の委員構成を京都府建設交通部の幹部職員等、外部にも拡大し、指名選考委員会の運営強化を図る。特に外部委員には、京都府における指名競争入札の運用状況等も踏まえた助言を要請する。

#### ○現行規定の委員構成

業務を担当する事務所長と常務理事(委員長)、総務部長、業務部長、用地課長

#### ○改定案

業務を担当する事務所長と常務理事(委員長)、総務部長、業務部長

京都府建設交通部用地課長、指導検査課長

さらに、指名選考委員会における審査状況を議事録として記録する。

## 6-3 内部監査制度の創設等

新たに内部監査制度を創設し、業務運営、入札運用状況、会計処理等に関する監査を年一回(監事監査の概ね半年後)、定期的実施する。監査員には、弁護士や京都府幹部等の参画を要請し、透明性の確保に努める。また、現在実施中の監査・検査においても、監査する側が十分にチェックできるよう、公社としても必要な情報提供を行うとともに、公社会計規程第31条の規定により毎月実施している月例報告(月次決算)においても、適正な業務執行について点検する。

### (1) 業務運営に関する監査

公社の業務運営が法令及び公社の諸規程に基づいて適正に執行されているか、効率的かつ効果的に実施されているか等について、定期的監査を実施するほか、リスク管理、業務運営の経営方針との整合、公社諸規程の合法性、公社の存続意義、社会的信用の保持など、団体の存廃に関わる根本的な課題についても検証を行う。

### (2) 入札運用状況に関する監査

京都府の入札監視委員会を参考として、入札手続きの状況を定期的に監査する。特に今回の不正事案発生の端緒となった業者選定や入札契約制度が適正に運用されているか、さらに契約が適法に行われているか等について検証する。

### (3) 会計処理に関する監査

会計事務に係る監査は、公社監事監査のほか、監査委員事務局監査や京都府会計課の会計実地検査でも基本項目として行われるが、悉皆調査ではなく、定期的実施されている監事監査も年1回のチェックである。

会計処理のチェックは不正事案発見の端緒にもなると考えられ、多くのチャンネルで検査を行うことが効果的であるため、公社の会計処理が正当な証拠書類により適切に処理され、帳票等が法令及び諸規程に従い適切に記録されているか等について、定期的に内部監査を実施する。

## 6-4 透明性のある職場環境の整備と情報管理の徹底

### (1) 事業者等との応接ルールの徹底

事業者等が本社及び事務所を訪問する際の窓口やアポイントの窓口はこれまで統一されていなかったが、組織として応接状況を把握できるよう窓口を定める。事業者等は、窓口を経由した上で応接することを原則とし、改めて職員への周知徹底を図るとともに、来庁者の理解を得られるよう、その旨を掲示する。

### (2) 本社と事務所及び職員間の情報共有

本社と事務所、さらに職員間の一層の情報共有を図るため、月1回開催している職員会議に加え、令和4年度から試行している理事長、常務理事、事務局長等、本社幹部と各事務所長による進捗会議を定例化する。進捗会議は年4回開催し、各事業の用地交渉や委託業務の進捗状況や課題、関係機関との協議状況、今後の方針等について情報を共有する。

また、国土交通省、西日本高速道路株式会社等の委託者と公社事務所との間で調整会議が開催されているが、協議状況を本社においても共有するとともに、主要な調整会議には本社幹部職員も同席するなど、組織としての対応を強化する。

なお、公社では、平成15年に用地取得・物件補償管理システムを導入し、土地や補償物件の所有者、面積、補償金額等のデータや契約、登記日時等をデータベース化し、本社、事務所間で情報を共有しているが、今後は、交渉時の協議記録等、交渉経緯にも拡大し、業務状況を複数の眼でチェックできるよう、同システムの拡大運用を図る。

### (3) 職場内の情報管理の徹底

入札コンプライアンス管理指導者、入札コンプライアンス管理指導チームの下、執務室における起工伺いや積算図書等、入札情報の管理の徹底を図る。また、用地取得・物件補償管理システムの運用においては、専用端末の導入等により、用地補償関連データや交渉記録等、個人情報漏洩防止の徹底を図る。

### (4) 職員等通報制度の創設

公社の職員が、今回の事案のような上司、同僚等の法令違反のほか、事業者等との飲食や金品の授受等、事業者等との不適切な関係を知り得た場合、また自らが事業者等との不適切な関係に陥る可能性があることと認識した場合、身近な相談窓口の存在が不正の芽を未然に摘むことに繋がると考えられる。

このため、京都府の「公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱」に準じて、入札コンプライアンス管理指導者を内部通報窓口、弁護士を外部相談員とする職員等からの通報制度を新設する。通報制度は公社職員にとどまらず、公社との請負契約等に基づく事業の従事者等も対象とすることが望ましい。また、通報者が職場等で不利益な扱いを受けることのないよう、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、通報者の保護及び匿名性の担保等について十分な検討が必要である。

## 第7章 京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会

### 7-1 委員構成

区 分	氏 名	役 職	摘 要
有識者委員	大西 正光	京都大学大学院工学研究科教授	委員長代理
	田中 彰寿	弁護士(田中彰寿法律事務所)	委員長
	常峰 和子	公認会計士(有限責任監査法人トーマツ)	
行政委員	中川 匡史	近畿地方整備局京都国道事務所副所長	
	林 龍夫	京都府建設交通部技監	

※五十音順、敬称略

### 7-2 委員会開催経過

#### 第1回検討委員会

(1) 日時

令和6年1月26日(金)10:00～11:30

(2) 場所

京都府庁第3号館第5会議室

(3) 趣旨

本事案の事実経過、現行制度、業務点検を踏まえ、委員の意見を聴取

(4) 議事概要

① 委員長選出

田中委員を委員長に選出

委員長が大西委員を委員長代理に指名

② 事件の経過等について

事実経過、当該業務に係る指名競争入札の概要、緊急職員会議や緊急研修、職場内ミーティング等、事案発生後の京都府土地開発公社の緊急的措置等について事務局から報告し意見交換

#### 主な意見等

- ・法令違反してまで行動した原因がどこにあるのか検証が必要。
- ・入札者指名選考に個人の恣意性が反映されたことは問題。
- ・事業者との応接ルールの徹底が必要。

③ 再発防止対策検討のための業務点検について

京都府土地開発公社の入札契約制度の現状、業務点検等の結果、要因分析を事務局から説明し意見交換

#### 主な意見等

- ・指名選考委員会におけるチェック機能の強化が必要。
- ・指名競争入札における不公平感を低減する仕組みが必要。
- ・事業者対応は複数で行うことを徹底すべき。
- ・継続的なコンプライアンス研修が必要。
- ・管理職に特化した研修も必要。

- ・発注職員行動指針に基づくコンプライアンス管理指導者を設置すべき。
- ・公益通報制度を整備すべき。
- ・内部監査、業務監査により業務のチェックを行うべき。

## 第2回検討委員会

### (1) 日時

令和6年3月8日(金) 15:00～16:10

### (2) 場所

京都府自治会館京都府町村会役員会議室

### (3) 趣旨

初回公判の状況を報告するとともに、不正事案発生の要因分析、再発防止策について、委員の意見を聴取

### (4) 議事概要

#### ① 第1回公判について

当日午前開催の第1回公判の概要について報告

##### 主な意見等

・本日の公判を受け、弁護士証拠書類の提出と弁護士陳述、証拠確認のための被告人質問を経て、判決という流れになると予想されるが、弁護士陳述や被告人質問の内容は、本委員会で検討する再発防止策に反映すべき。

#### ② 再発防止対策について

業務点検、要因分析、再発防止策(案)を事務局から説明し意見交換するとともに委員会報告書の構成、スケジュール等を報告

##### 主な意見等

- ・要因分析の「契約目標等のプレッシャーが個人に集中」という記述は適切に表現されているが、再発防止策に十分反映されておらず、もう少し踏み込んで記載すべき。
- ・業務点検において、「業務の執行状況の点検が不十分」との記載があるが、監事監査において業務監査も行っているはずであり、監事の意見も聞いて検討すべき。
- ・内部監査は、まず業務運営をチェックし、入札制度の運用を点検したうえで、結果として現れる経理処理を監査するのが一般的な流れ。業務を監査することは、不正の牽制に繋がる。
- ・倫理研修は、どの団体でも必ず実施しており、大学教員、会計士、弁護士も受講が義務付けられている。e-ランニングも高い効果がある。府の研修に参加することも検討すべき。
- ・入札関係の再発防止策として、指名選考基準の策定が記載されているが、府に準拠しており、国でも同様の規定がある。
- ・今回の事案は、職員が受けていたプレッシャーに起因したと考えられ、組織としてプレッシャーから職員を守る配慮が必要。
- ・情報共有は重要だが、一方で情報漏洩リスクも増大するため、センシティブな情報を管理する仕組みが必要。入札情報の管理の徹底も明確に記載すべき。

### 第3回検討委員会

(1) 日時

令和6年7月31日(水) 15:00～16:15

(2) 場所

京都府庁旧本館2N会議室

(3) 趣旨

公判の結果を報告するとともに、再発防止対策の最終案について委員の意見を聴取

(4) 議事概要

① 公判の結果について

裁判経過、公判の結果等について報告

主な意見等

・判決では被告側も認めた起訴事実が認定され、穏当なものと考えられる。

② 委員会最終報告について

主な意見等

・特定の職員に業務を任せきりにすると不正が起きやすい傾向がある。不正を未然に防止するためには、管理職が日頃から矛盾した情報等がないか意識することが重要であり、情報を一個人に独占させてはならない。

・指名競争入札手続きの運用改善では、指名内申書の事前審査や指名選考委員会の運営強化がどう機能するかがポイントであり、これらが形骸化しないような取組が必要。今後、指名選考基準を策定して指名が行われると思うが、事前審査では、どのような考え方で指名したかをしっかりチェックすべき。

・第三者のチェックが機能するためには、第三者も責任をもって指名選考委員会等に臨む必要があり、その旨を報告書でも強調すべき。

・公社は府の外郭団体であり、設置者である京都府の内部統制基本方針との整合にも留意すべき。

・コンプライアンス研修は、マンネリ化を防ぐため、毎年同じ内容で行うのではなく、必要に応じて見直す必要がある。国では所属ごとの短時間の討論等も実施しており、効果があると考えられる。

## 第8章 おわりに

幹部職員自らが法令に違反した今回の事案により、これまで京都府土地開発公社に用地先行取得業務等を委託していただいている国や府、西日本高速道路株式会社等の関係機関の皆様、用地を提供いただいた皆様、そして府民の皆様の信頼を揺るがすこととなったことは、極めて深刻な事態であり、京都府土地開発公社は、この事実を重く受け止め、再発防止に真摯に取り組まなければならない。

本事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、本検討委員会では、現場の最前線で事業者、土地所有者等と日々対応する事務所長という役職・任務に特有の問題はなかったのか、組織として不正を未然に防ぐことは出来なかったのかといった視点を含め、公判等で明らかになった事実経過、これまでのコンプライアンスの取組や入札契約手続に関する緊急点検の結果等を考察し、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ・職場全体のコンプライアンス意識の徹底
- ・指名競争入札手続の抜本的な運用改善
- ・内部監査制度の創設等
- ・透明性のある職場環境の整備と情報管理の徹底

という4点の柱で再発防止策をとりまとめた。

京都府土地開発公社には、これらの再発防止策を強い決意を持って実行し、コンプライアンスの保持を徹底していくことが求められる。今回の不正事案を教訓に、公社職員一人ひとりが高い倫理意識を持ち、公平公正に職務にあたるとともに、組織全体がより高いレベルでコンプライアンスを実践し、府民の負託に応えていくことが、信頼を回復する唯一の道である。